

2025年6月5日

株主各位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
AIフュージョンキャピタルグループ株式会社
代表取締役社長 澤田大輔

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://aifcg.jp/news/?term=shareholder-docs>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使方法について」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日(金曜日)午後1時(受付開始 午後0時15分)
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room B
(「ベルサール六本木」とは異なる会場となりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようにご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第1期(2024年10月1日から2025年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(注) 当社の第1期事業年度は、2024年10月1日から2025年3月31日までであります。当連結会計年度は2024年4月1日から2025年3月31日までであります。
 2. 第1期(2024年10月1日から2025年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 株主総会にご出席いただく場合

議決権行使書用紙を株主総会会場受付にご提出ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

6ページの「インターネットによる議決権行使方法について」をご高覧のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までには到着するようご返送ください。郵便事情もございますので、なるべく早くのご返送をお願い申し上げます。

以 上

-
- ◎ 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎ インターネットと議決権行使書による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ インターネットにより複数回議決権を行使された場合、最終のものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ◎ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
 - ◎ 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

◎ 電子提供措置事項のうち、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表
- ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表
- ・会計監査人の監査報告書
- ・監査等委員会の監査報告書

なお、監査等委員会及び会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様にとって重要な権利です。議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月20日(金曜日)午後1時

開催場所 ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room B

2 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスしてください。
スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2025年6月19日(木曜日)午後5時30分まで

詳細は、次頁を
ご参照ください。

3 郵送で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、
お早めにご投函ください。

行使期限 2025年6月19日(木曜日)午後5時30分到着分まで

議決権の
重複行使の
取り扱い

- 1 インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使方法について



スマートフォンからの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



QRコードを読み込む



以降は画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いします。



パソコンからの場合

- 1 議決権行使サイト
<https://www.net-vote.com/>
にアクセスしてください。

- 2 トップ画面



- 3 ログイン画面
議決権行使書用紙に記載のログインID、パスワードをご入力いただき、「ログイン」を選択してください。



※一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）では、ご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・オール ジャパン
証券代行業務部

●電話（専用ダイヤル）

0120-975-960（通話料無料）

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

事業報告

(自：2024年10月1日)
(至：2025年3月31日)

※当社の第1期事業年度は、2024年10月1日から2025年3月31日までであります
が、当連結会計年度は2024年4月1日から2025年3月31日までであります。

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 業績総括

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融引き締めや海外経済の減速などにより景気の先行き不透明感が増すなか、緩やかな回復基調で推移しました。雇用・所得環境は改善の動きが見られるものの、物価上昇による家計への影響や、地政学リスクの高まりによる供給制約、金融資本市場の変動などが引き続き懸念される状況にあります。金融市場においては、世界的なインフレ抑制のための金融引き締めが継続され、長期金利の変動や為替相場の変動など、不安定な動きが見られました。わが国の金融市場も、海外市場の動向や国内の金融政策、経済指標などに左右され、不確実な状況が続いております。

このような経済・金融情勢のもと、当社グループは、2024年10月29日付の中期経営計画（AI革命1.0）にて公表しましたとおり、様々なセクターの企業群の構造変革をもたらす可能性のある「第四次産業革命」と目されるAIを軸に、「自己投資事業」「ファンド事業」「PIPEs事業」「投資銀行事業」の4つの事業ドメインをコア領域と定め、シナジー効果を発揮しながら、それぞれが独立した事業として当社グループの利益成長をドライブすることを目指しております。

「自己投資事業」においては、「AIを活用した事業モデル変革を図る企業」を中心とする企業群への当社グループによる自己投資を行っております。想定される主たる投資対象企業群としては、「既存事業を有している/確立済である一方で、AIを活用して新たなビジネスモデルを構築することにより、企業価値の成長を目指す企業群」「AI分野における事業拡大を目指すSIer企業群」「当社グループで今後展開予定の『AIファンド』の投資先企業群とのシナジー効果が見込める企業群」等となります。また、投資した企業を中核としてシナジー効果の見込める企業のM&Aに取り組んでおります。

「ファンド事業」においては、ベンチャーキャピタル事業として、ベンチャー企業への投資、投資事業組合の組成及びその管理・運営、投資事業組合の無限責任組合員として投資先の選定及び育成支援を行っております。また、「AIを自社開発している企業群（競合との差別化が図れるコア技術を有する企業群）」「SaaS/パッケージなどAIソリューションサービスを提供可能な企業群」「半導体やセンサーをはじめAI関連のハードウェアを開発している企業群」「AIの拡大に伴う通信容量・エネルギー供給等不足の解消が可能な企業群」等への投資を想定したAIソリューションを提供する企業群に特化したファンドの組成に取り組んでおります。

投資会社が上場企業の私募増資を引き受けることを意味する「PIPEs事業」においては、2ステップでの事業展開を計画しており、現時点では「ステップ1：LP（投資家）としてPIPEs事業へ参画」に取り組んでおります。将来的な第2ステップにおいては、当社がGP（ファンド運営者）としてPIPEs事業に取り組むことを計画しております。

「投資銀行事業」においては、他の3事業である「自己投資事業」「PIPEs事業」「ファンド事業」に付随して派生する様々なニーズに対し、事業内容・事業規模・事業ステージ等を鑑み最適な資金調達や事業提携等の投資銀行（コーポレートファイナンス）サービスの提供に取り組んでおります。

また当社は上記4事業に加え、2025年1月30日に「暗号資産投資事業」を開始いたしました。暗号資産投資事業においては、市場動向を綿密に分析し、リスクを徹底管理しながら、収益性の高い投資機会を追求します。なお、2025年3月末日時点の暗号資産の評価損益については、取得残高1億円に対し0百万円の評価益となっております。

従来からのファンド事業においては、地方創生ファンドとして、盛岡市、株式会社岩手銀行、株式会社北日本銀行、株式会社東北銀行、株式会社カガヤ建設と共同でTohokuライフサイエンス・インパクト投資事業有限責任組合を、長野県、株式会社日本政策金融公庫（長野・松本・小諸・伊那支店）と連携し県内金融機関等と共同で信州スタートアップ・承継支援2号投資事業有限責任組合を、関西みらい銀行と共同で関西みらいサクセスサポート投資事業有限責任組合を、埼玉県、株式会社日本政策金融公庫（さいたま・浦和・川越・熊谷・越谷支店）と連携し県内金融機関等と共同で埼玉県渋沢MIXイノベーション創出支援投資事業有限責任組合を設立しました。

なお、当社は第3四半期連結会計期間において、株式会社ショーケース（東証スタンダード、証券コード3909、以下「ショーケース」）と資本業務提携契約を締結し、TOB及び第三者割当増資の引受によりショーケース及びその子会社であるReYuu Japan株式会社と株式会社Showcase Capitalを連結子会社化しております。当資本業務提携は当社の有する地方金融機関や地方自治体等のネットワークのリソースと、ショーケースが保有するDXノウハウやDXを実現するためのAI及びSaaS開発ノウハウの共有によるシナジーの創出を目的としたものです。ショーケースの連結業績は、当第4四半期連結会計期間より反映されております。なお、ReYuu Japan株式会社については、2025年3月25日付の株式譲渡により連結除外となりましたが、当第4四半期連結会計期間についてはReYuu Japan株式会社の売上収益が含まれております。

これらにより、グループ全体の経営成績は、売上収益3,088百万円、営業利益1,427百万円、税引前利益1,419百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益1,243百万円となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

<金融ソリューション事業>

金融ソリューション事業は、ベンチャー企業等への投資及びその育成支援や、投資事業組合の組成及びその管理・運営等を行う「ファンド事業」、上場企業の私募増資を引き受ける「PIPEs事業」、事業に付随するニーズに対しコーポレートファイナンスサービスを提供する「投資銀行事業」を含めております。

当連結会計年度における売上収益は、1,206百万円、営業利益は502百万円となりました。主に、配当収入の拡大が売上収益及び営業利益に大きく貢献しました。

<SaaS事業>

SaaS事業は、DXを目的としたWebサイト最適化サービスなどを中心に、オンライン手続きプラットフォームサービスの提供等のSaaS事業を行っております。

当連結会計年度における売上収益は、392百万円、営業利益は1,163百万円となりました。主な内容は、DXクラウドにおける新サービスの開始や既存サービスが堅調に推移したこと、従来から提供してきた運用広告関連サービスに加え顧客のニーズに合わせたSNS広告運用サービスを提供したこと等であります。また、株式会社ショーケースの子会社であったReYuu Japan株式会社の譲渡による譲渡益が含まれております。

<情報通信関連事業>

情報通信関連事業は、ReYuu Japan株式会社において中古スマートフォンの販売を中心としたリユース関連事業を展開しております。

当連結会計年度における売上収益は、1,380百万円、営業損失は10百万円となりました。主な内容は、販売・調達の両面で事業基盤の強化に取り組んでまいりました。国内法人向けの販売においては既存取引先及び新規顧客に取り組み取引基盤が拡大し、個人向けオンライン販売においてはコスト構造の見直しを実施し利益率を重視した取組みを推進しました。

(2) 関係会社の状況

当連結会計年度における主要な関係会社の異動につきましては、株式会社ショーケースの株式取得等により5社を連結子会社とし、ReYuu Japan株式会社の株式譲渡により連結の範囲より除外いたしました。

また、株式会社ラバブルマーケティンググループの株式取得により持分法適用会社といたしました。

当社グループが管理・運営の投資事業組合については、Tohokuライフサイエンス・インパクト投資事業有限責任組合、信州スタートアップ・承継支援2号投資事業有限責任組合、関西みらいサクセスサポート投資事業有限責任組合、埼玉県渋沢MIXイノベーション創出支援投資事業有限責任組合の4ファンドを設立し新たに持分法適用会社といたしました。

また、京都想いをつなぐ投資事業有限責任組合、投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2020、投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2014、もりおか起業投資事業有限責任組合、こうべしんきん地域再興ファ

ンド投資事業有限責任組合、ふくしま夢の懸け橋投資事業有限責任組合の6ファンドの出資持分を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外いたしました。

以上の結果、当社グループは、当社、連結子会社8社、持分法適用会社42社となりました。

2. 重要な設備投資等の状況

該当事項はございません。

3. 重要な資金調達状況

該当事項はございません。

4. 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 投資案件の情報源の充実

当社は、自己資金による自己投資事業、PIPEs事業、当社および投資家の資金によるファンド事業において今後も引き続き積極的に投資活動を実行してまいります。競合となる国内外の投資会社や事業会社も多数存在しており、良質な投資案件の実行のためには、投資案件の情報源の充実が欠くことの出来ない重要な要素となります。当社では、強いパイプを有する地域の金融機関や地方自治体のほか、パートナー企業、投資先企業のネットワーク等をフル活用し、情報源を充実させるとともに、当社が自己投資事業、ファンド事業、PIPEs事業、投資銀行事業を行っていることによる投資手段の柔軟性の強みを活かし、積極的な投資を行ってまいります。

② 投資先やグループ会社となった企業とのシナジー効果の追求

投資先やグループ会社となった企業の企業価値向上のためには、シナジー効果の追求が重要な鍵となります。当社では自己投資事業、ファンド事業、PIPEs事業、投資銀行事業において様々な上場企業・非上場企業・ベンチャー企業のネットワークを構築している強みを活かし、「顧客の相互紹介」から始まり、「新規商品・サービスの開発・提供」まで、シナジー効果の追求が可能となるよう、グループ内や投資先企業との「情報共有」や「シナジー追求のための協議のインフラ作り」を充実してまいります。

③ 新規ファンドの設立

多数のファンドが設立される中、「AIを自社開発している企業群（競合との差別化が図れるコア技術を有する企業群）」「SaaS/パッケージなどAIソリューションサービスを提供可能な企業群」「半導体やセンサーをはじめAI関連のハードウェアを開発している企業群」「AIの拡大に伴う通信容量・エネルギー供給等不足の解消が可能な企業群」等への投資を想定したAIソリューションを提供する企業群に特化したファンドなど、他にはない特色のあるファンドの組成への取り組みを充実させてまいります。

④ 暗号資産のリスク管理と株主への説明の充実

暗号資産投資事業において、暗号資産は、中長期ではオルタナティブ金融資産

＋テクノロジーとしての優位性を有していると考える一方で、価格のボラティリティが高く、短期的には投資した資産の価値が急激に上がった、下がったりするリスクがあると当社では考えています。また、暗号資産の銘柄によってはセキュリティリスクを有していることからハッキングや不正アクセス等による暗号資産の盗難リスクがあり、また、技術的リスク・規制リスクなども潜在的に存在していると考えております。これらの短期的な価格ボラティリティを含む潜在的リスクを正しく管理し、また株主への説明を充実させてまいります。また、将来的に、暗号資産分野での当社の事業活動を投資のみならず、ファンドの組成やその他暗号資産関連サービスの提供にまで拡大していけるよう、ノウハウの蓄積を進めてまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 財産及び損益の状況の推移（連結）

（単位：百万円）

区 分	第 1 期 (2025年3月期) (IFRS会計基準)
売 上 収 益	3,088
営 業 利 益	1,427
親会社の所有者に帰属 する 当 期 利 益	668
基本的 1 株当たり当期利益	84円49銭
資 産 合 計	7,629
資 本 合 計	5,687

(注) 1. 設立第1期のため、当連結会計年度のみを記載しております。

2. 基本的 1 株当たり当期利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(2) 財産及び損益の状況の推移（個別）

（単位：百万円）

区 分	第 1 期 (2025年3月期) (日本基準)
売 上 高	120
経 常 損 失	△109
当 期 純 損 失	△104
1 株 当 たり 当 期 純 損 失	△13円16銭
純 資 産	3,821
総 資 産	6,551

- (注) 1. 設立第1期のため、当事業年度のみを記載しております。
2. 設立第1期である当事業年度は、2024年10月1日から2025年3月31日までの6か月となっております。
3. 1株当たり当期純損失は自己株式控除後の期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名 称	資本金又は 出資金総額 (百万円)	当社の 出資割合 (%) (注) 1	主 要 な 事業内容
(連結子会社)			
ミライドア株式会社	100	100.0	ベンチャーキャピタル業務
FVCグロース二号投資事業有限責任組合 (注) 2、3	950	52.6 (52.6)	投資業務
ミライドア Tohoku株式会社	10	100.0 (100.0)	投資業務
THE FREE AGENT LAB株式会社	1	100.0 (100.0)	人材紹介フランチャイザー業務
株式会社ショーケース	389	51.0	DXクラウド事業、 広告・メディア事業
株式会社Showcase Capital	10	0.0 (100.0)	投資関連事業
株式会社河合青果	5	100.0	青果物卸売業
ミライコイン株式会社	20	100.0	暗号資産投資事業

- (注) 1. 当社の出資割合の () 内は間接保有割合であり内数であります。
 2. 業務執行組員として当該投資事業有限責任組合に出資しております。
 3. 出資金総額は、コミットメント総額であります。
 4. 2024年12月19日付で、株式会社ショーケースの株式を取得し、同社並びに同社の連結子会社である株式会社Showcase Capital及びReYuu Japan株式会社を連結子会社といたしました。なお、2025年3月25日付で、株式会社ショーケースはReYuu Japan株式会社の株式を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外いたしました。
 5. 2024年11月18日付で、株式会社河合青果の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
 6. 2025年1月30日付で、ミライコイン株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。
 7. 2025年3月3日付で、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及びFVC Tohoku株式会社は、商号をミライドア株式会社、ミライドア Tohoku株式会社にそれぞれ変更いたしました。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
ミライドア株式会社	東京都港区六本木一丁目9番9号	3,929百万円	6,551百万円

7. 主要な事業内容

企業集団の主要な事業内容は、ベンチャーキャピタル事業を含む金融ソリューション事業であります。

8. 主要な営業所

(1) 当社

本社 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート12階

(2) 子会社

ミライドア株式会社	本社：東京都港区 事務所：京都市中京区、東京都港区
ミライドア Tohoku株式会社	本社：岩手県盛岡市
THE FREE AGENT LAB株式会社	本社：東京都千代田区
株式会社ショーケース	本社：東京都港区
株式会社Showcase Capital	本社：東京都港区
株式会社河合青果	本社：名古屋市中村区
ミライコイン株式会社	本社：東京都港区

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
137名 (注)1	－ (注)2

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6名 (注)1	－ (注)2

(注) 1. 従業員数は、正社員、契約社員及び他社からの出向者の人数であります。
2. 設立初年度のため、前期末比増減は記載しておりません。

10. 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 18,000,000株
2. 発行済株式の総数 8,902,600株 (自己株式 1,024,075株を含む)
3. 株 主 数 7,023名
4. 大株主の状況(上位10名)

株 主 名					持 株 数	持株比率
(株)	D	S	G	1	1,960,200株	24.9%
上	原		俊	彦	413,000株	5.2%
松	井	証	券	(株)	207,100株	2.6%
上	田	八	木	短 資 (株)	199,500株	2.5%
柿	沼		佑	一	100,000株	1.3%
小		林		励	90,000株	1.1%
(株)	S	B	I	証 券	67,834株	0.9%
新	川		雅	春	61,000株	0.8%
土	師		裕	二	60,000株	0.8%
生		田		剛	48,000株	0.6%

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、2025年3月31日現在、自己株式を1,024,075株保有しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年11月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ア. 取得対象株式の種類 当社普通株式
- イ. 取得した株式の総数 109,300株
- ウ. 取得価額 117,995,100円
- エ. 取得期間 2024年11月20日から2024年12月5日まで
- オ. 取得理由 株主還元及び資本効率の向上、企業価値の向上を図り持続的な成長の実現に取り組むため。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
ミライドア株式会社（旧フューチャーベンチャーキャピタル株式会社）が発行した新株予約権は、2024年10月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下の通りです。

	第1回新株予約権
発行決議日※	2024年7月16日（注）1
新株予約権の数※	10,240個（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類と数※	普通株式(注)3
新株予約権の行使時の払込金額※	（注）4
新株予約権の行使期間※	2026年7月17日から2029年7月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※新株予約権の発行時（2024年10月1日）における内容を記載しております。

なお、新株予約権の行使の条件については、2025年3月11日の取締役会において行使条件の一部を変更（変更箇所は下線表示）しております。

（注）1. 決議年月日は、ミライドア株式会社（旧フューチャーベンチャーキャピタル株式会社）における取締役会決議日であります。

2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

ただし、当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合（以下「株式分割等」という。）を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じ本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合には、本新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

3. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
4. 本新株予約権の行使に際して出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、上記（1）に定める割当株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、2024年7月16日の東京証券取引所における当社株価の終値とする。
なお、当社が株式分割等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割等の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、次の（ア）乃至（ウ）に掲げる事由を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし下記④で定められた強制行使条件に抵触した場合はこの限りではない。
 - （ア）本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他これに準ずる地位として当社が認める地位を有していること。
 - （イ）権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - （ウ）2025年3月期より2028年3月期に一度以上、通期連結決算において営業利益5億円以上を達成していること。
- ②本新株予約権者の相続による承継は認めず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続人は、本新株予約権の権利行使をすることはできない。ただし、当社の取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。
- ③本新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
 - （ア）本新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - （イ）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - （ウ）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合にお

いて、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

(エ) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合

(オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(カ) 新株予約権者に法令又は当社若しくは当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条第1項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び当社又は当社子会社から解雇された場合を含むがこれらに限られない。）若しくは新株予約権者が当社又は子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問、社外協力者その他これに準ずる者となった場合等、本新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当ではないと当社が判断する事由が生じた場合

④本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する21日間の平均の額が一度でも行使価額（ただし、5.（2）により行使価額の調整が行われた場合には、同様の調整を行うものとする。）に50%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(ア) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(イ) その他上記に準じ、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、

株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記注1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記注4で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同じく上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記注5に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	10,240個	1,024,000株	1名

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

- ・ 第2回新株予約権

2025年3月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	8,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 800,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり290円
新株予約権の払込期日	2025年4月14日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき当初1,240円
新株予約権の行使期間	2025年4月15日(当日含む)から2027年4月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	下記(注)2.及び3.参照。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をEVO FUNDに割当てた。

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- （1）各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- （2）本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,240円とする。

2. 行使価額の修正

- （1）行使価額は、2025年4月15日に初回の修正がされ、以後1取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日の直前取引日（但し、終値が存在しない場合には、その直前の終値のある取引日。以下同じ。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。
- （2）下限行使価額は、当初620円とする。
- （3）下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

3. 行使価額の調整

- （1）当社は、本新株予約権の割当日後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- （2）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払

込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の

定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。

- ・第3回新株予約権
2025年3月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 300,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1円
新株予約権の払込期日	2025年4月14日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき当初2,500円
新株予約権の行使期間	2025年4月15日(当日含む)から2028年4月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	下記(注)2.及び3.参照。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をEVO FUNDに割当てた。

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、2,500円とする。
2. 行使価額の修正
- (1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）（但し、新株予約権者がEVO FUNDの場合、EVO FUNDの関係会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社とする。）に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日（同日を含む。但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に行われたものとして取り扱われる。）の5取引日後の日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日の直前取引日（但し、終値が存在しない場合には、その直前の終値のある取引日。以下同じ。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社はかかる決議を行うことができない。
 - (2) 下限行使価額は、当初620円とする。
 - (3) 下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。
3. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、第2回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利

の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まな

いものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
 - (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。

- ・ 第4回新株予約権
2025年3月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	2,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1円
新株予約権の払込期日	2025年4月14日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき当初3,000円
新株予約権の行使期間	2025年4月15日(当日含む)から2028年4月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	下記(注)2.及び3.参照。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をEVO FUNDに割当てた。

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- （1）各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- （2）本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、3,000円とする。

2. 行使価額の修正

- （1）当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）（但し、新株予約権者がEVO FUNDの場合、EVO FUNDの関係会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社とする。）に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日（同日を含む。但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に行われたものとして取り扱われる。）の5取引日後の日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日の直前取引日（但し、終値が存在しない場合には、その直前の終値のある取引日。以下同じ。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社はかかる決議を行うことができない。

（2）下限行使価額は、当初620円とする。

（3）下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

3. 行使価額の調整

- （1）当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第5回新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利

の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まな

いものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
 - (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。

- ・ 第5回新株予約権
2025年3月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	6,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 600,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,008円
新株予約権の払込期日	2025年4月14日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき当初1,178円
新株予約権の行使期間	2025年4月15日(当日含む)から2028年4月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	下記(注)2.及び3.参照。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を株式会社DSG1に割当てた。

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- （1）各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- （2）本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,178円とする。

2. 行使価額の修正

- （1）2025年10月15日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合（但し、当該取締役会の決議を行った日（以下「決議日」という。）の直前取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいい、「直前取引日」とは、同日に取引所における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。以下同じ。）の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知していた場合に限る。）、行使価額は、決議日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を四捨五入した金額に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が620円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定に従い調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- （2）本項第（1）号にかかわらず、①本新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、又は②金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は本項第（1）号に基づく決議を行うことができない。

3. 行使価額の調整

- （1）当社は、本新株予約権の割当日後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \times \text{時価} + \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をすることは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
澤田大輔	代表取締役社長	ミライドア株式会社 代表取締役会長兼社長 株式会社ショーケース 代表取締役会長 ミライコイン株式会社 代表取締役 株式会社河合青果 代表取締役会長 ReYuu Japan株式会社 取締役会長 株式会社DSG1 代表取締役
金一寿	常務取締役	ミライドア株式会社 常務取締役 株式会社ショーケース 取締役 ReYuu Japan株式会社 取締役 金一寿公認会計士・税理士事務所 代表
久保隆	取締役	ミライドア株式会社 取締役 株式会社ショーケース 取締役（監査等委員） 天満総合法律事務所 パートナー
加來武宜	取締役	株式会社KingMakers 代表取締役社長 加來たけよし法律事務所 所長

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
松 本 高 一	取締役 (監査等委員)	ミライドア株式会社 監査役 株式会社アンビグラム 代表取締役 株式会社アップピア 代表取締役 株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役 株式会社フューチャーリンクネットワーク 社外監査役 株式会社揚羽 社外監査役 株式会社TOKYO BASE 社外取締役 (監査等委員) 株式会社Blue Meme 社外監査役 株式会社ショーカーケース 取締役
砂 田 有 史	取締役 (監査等委員)	マラトンキャピタルパートナーズ株式会社 取締役 マラトンキャピタル有限責任事業組合 組合員 合同会社RSコンサルティング 代表社員 株式会社M&Aクラウド 監査役
蒲 生 武 志	取締役 (監査等委員)	トラバース監査法人 代表社員 蒲生武志公認会計士・税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 久保隆氏、取締役 加來武宜氏、取締役 (監査等委員) 松本高一氏、取締役 (監査等委員) 砂田有史氏及び取締役 (監査等委員) 蒲生武志氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 久保隆氏、取締役 加來武宜氏、取締役 (監査等委員) 松本高一氏、取締役 (監査等委員) 砂田有史氏及び取締役 (監査等委員) 蒲生武志氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員) 蒲生武志氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による賠償の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 取締役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年10月8日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、社外取締役が過半数を占め、かつ、社外取締役が委員長を務める、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

②非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	20.4 (2.4)	20.4 (2.4)	- (-)	- (-)	4 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4.8 (4.8)	4.8 (4.8)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	25.2 (7.2)	25.2 (7.2)	- (-)	- (-)	7 (5)

- (注) 1. 当社の設立日である2024年10月1日から2025年3月31日までの支給実績であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、当社定款附則第3条第1項において、年額144百万円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内）と定めており、対象となる取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち社外取締役2名）であります。また、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役（監査等委員）の報酬等の総額は、当社定款附則第3条第2項において、年額24百万円以内と定めており、対象となる取締役（監査等委員）の員数は3名であります。なお、当社定款につきましては、2024年6月20日開催のミライドア株式会社（旧フューチャーベンチャーキャピタル株式会社）第26回定時株主総会において承認をいただき、2024年10月1日の当社設立時に成立しております。

(3) 当事業年度において支払った役員慰労金

該当事項はありません。

(4) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は、630万円であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役 久保隆氏は、ミライドア株式会社取締役及び株式会社ショーケース取締役(監査等委員)であり、取締役(監査等委員) 松本高一氏は、ミライドア株式会社監査役及び株式会社ショーケース取締役であります。ミライドア株式会社及び株式会社ショーケースは、当社の子会社であります。その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	久保 隆	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回に出席しております。弁護士としてコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に関して適切な監督及び経営の健全性確保に関する発言を行っております。
取締役	加來 武宜	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回に出席しております。弁護士としてコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に関して適切な監督及び経営の健全性確保に関する発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	松本 高一	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回に出席し、また監査等委員会5回のうち5回に出席しております。スタートアップ上場プロセスに関する専門的知見に加え、上場企業ガバナンスに関する豊富な見識から意見を述べており、ガバナンス、リスクマネジメント、事業進捗などについて監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するという期待される役割を適切に果たしております。また、監査等委員会においては、当社のリスクマネジメントなどについて適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	砂田 有史	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回に出席し、また監査等委員会5回のうち5回に出席しております。弁護士としてコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に関して適切な監督及び経営の健全性確保に関する発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	蒲生 武志	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回に出席し、また監査等委員会5回のうち5回に出席しております。公認会計士・税理士としてコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に関して適切な監督及び経営の健全性確保に関する発言を行っております。

(注) 当社の設立日である2024年10月1日から2025年3月31日までの活動状況であります。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 HLB Meisei有限責任監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

特に定めておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
16百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であると判断したためであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16百万円

4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員である取締役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は行動規範を定め、全役職員が、法令・定款を遵守することは勿論のこと、当社の経営理念を行動の原点とし、誠実に行動するよう徹底いたします。

代表取締役社長は、内部監査を直轄し、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査するものとし、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告するものいたします。

内部通報規程に従い、社内においてコンプライアンス上疑義のある行為等について気が付いたときには、取締役会、監査等委員会又は社外弁護士等に通報しなければならないものいたします。この場合、当社は通報者に不利益な扱いをしないものいたします。

なお、反社会的勢力に対しては、行動規範において、「毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持ちません」と定めております。暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士、警察等とも連携し、組織的に対応いたします。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録等を含む）に記録・保存することについては、当社の文書管理規程に従います。取締役及び監査等委員会が、常時、これらの文書を閲覧できるよう適切な状態を維持いたします。

情報取扱いの管理体制については、当社の情報セキュリティ管理規程に従い、統括的な管理を行います。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理を体系的に定めるリスクマネジメント規程に従い、リスク管理体制を構築します。

代表取締役社長が当社のリスク管理について全社的に統括し、リスクカテゴリ毎の責任部署を定め、継続的に監視するものいたします。

経営会議の一機能としてリスクマネジメント委員会を設置し、当社のリスクに関する情報の把握及び対応を行うものとしします。

新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定めるものいたします。

緊急時対応マニュアルを定め、緊急時には迅速な対応ができるよう体制を整備するものいたします。

内部監査では、当社のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会に報告いたします。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営戦略及び経営計画については、取締役会で決定し、常勤取締役、執行役員及び部長で構成する経営会議は、取締役会で決議された方針に従い、具体的に戦略を進めるための決定を行います。
各部署は業績目標と予算を設定し、月次の業績結果について財務経理部が取りまとめて経営会議及び取締役会に報告し、経営会議及び取締役会は目標達成のための改善を促します。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社における業務の適正を確保するため、子会社は当社担当部門協力のもと、内部統制の強化を推進いたします。子会社の重要な業務については、当社の関係会社管理規程に基づき、当社の事前承認又は事前協議を要することとしています。
また、当社の監査等委員会及び会計監査人による監査に加えて、内部監査室が監査を行い、内部統制強化に関する指導又は協力を行うことにより、業務の適正の確保を図ります。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査の実効性の確保に関する事項
監査等委員会からの求めがあった場合には、取締役は監査等委員会の職務を補佐する職員を置くことといたします。その職員の人事異動及び懲戒に処する場合には、取締役はあらかじめ監査等委員会の承諾を得るものといたします。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役又は職員は、監査等委員会に対して、当社に重大な影響を及ぼすおそれがある事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに報告するものといたします。
- (8) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会への報告を行った当社役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底いたします。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査等委員会が、当社の会計監査人と定期的に情報交換するほか、監査業務に関する助言を受けるため、必要に応じて、外部の専門家を活用することを保証し、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けることといたします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 主な会議の開催状況として、取締役会は6回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。その他、監査等委員会は5回、リスクマネジメント委員会は1回開催いたしました。
- (2) 監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- (3) 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

3. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、単位表示未満の端数を切り捨て、比率については単位表示未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結財政状態計算書

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	4,556	【流動負債】	1,267
現金及び預金	3,328	営業債務及びその他の債務	97
営業債権及びその他の債権	270	社債及び借入金	447
有価証券	771	リース負債	137
棚卸資産	2	未払法人所得税	120
暗号資産	100	引当金	51
その他の金融資産	5	契約負債	345
その他の流動資産	76	その他の流動負債	68
【非流動資産】	3,073	【非流動負債】	675
有形固定資産	76	社債及び借入金	189
使用権資産	309	リース負債	192
のれん	1,710	退職給付に係る負債	91
無形資産	108	引当金	34
持分法で会計処理されている投資	405	繰延税金負債	166
投資有価証券	335	負債合計	1,942
その他の金融資産	1	資本の部	
その他の非流動資産	126	【親会社の所有者に帰属する持分合計】	4,716
資産合計	7,629	資本金	100
		資本剰余金	2,553
		利益剰余金	2,892
		自己株式	△834
		その他の資本の構成要素	4
		【非支配持分】	971
		資本合計	5,687
		負債及び資本合計	7,629

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自：2024年4月1日)
(至：2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目					金 額
売 上 収 益					3,088
売 上 原 価					1,728
売 上 総 利 益					1,359
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					941
そ の 他 の 収 益 用					1,020
そ の 他 の 費 用					12
営 業 利 益					1,427
金 融 収 益					1
金 融 費 用					9
税 引 前 利 益					1,419
法 人 所 得 税 費 用					175
当 期 利 益					1,243
当 期 親 会 社 の 所 有 者 分 益					668
非 支 配 持 分 益					575
当 期 利 益					1,243

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社グループ間の連携を強化し、今後の事業展開に対応する必要があることから、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。
- ② 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の1,800万株から3,000万株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置くものとする。</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,800万株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置くものとする。</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,000万株</u>とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;">（効力発生）</p> <p>第1条 <u>定款第3条（本店の所在地）の変更は、2025年6月20日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役（以下、本議案において「取締役」という。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	澤田大輔 (1976年4月6日生)	1996年12月 個人事業主として開業 2018年1月 株式会社DSG1代表取締役就任（現任） 2021年10月 紺綬褒章受章 2023年6月 ミライドア株式会社取締役会長就任 2023年11月 同社代表取締役会長兼社長就任（現任） 2024年10月 当社代表取締役社長就任（現任） 2024年11月 株式会社河合青果代表取締役会長就任（現任） 2025年1月 ReYuu Japan株式会社取締役会長就任（現任） 2025年1月 ミライコイン株式会社代表取締役就任（現任） 2025年3月 株式会社ショーケース代表取締役会長就任（現任）	1,300株
2	金一寿 (1977年1月2日生)	2005年12月 有限責任あずさ監査法人入所 2012年4月 金一寿公認会計士・税理士事務所代表就任（現任） 2023年6月 ミライドア株式会社取締役就任 2024年6月 同社常務取締役就任（現任） 2024年10月 当社常務取締役就任（現任） 2025年1月 ReYuu Japan株式会社取締役就任（現任） 2025年3月 株式会社ショーケース取締役就任（現任）	600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	まつ もと こう いち 松 本 高 一 (1980年3月26日生)	2003年9月 株式会社AGSコンサルティング入社 2006年1月 新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング入社 2014年10月 SMBC日興証券株式会社入社 2017年8月 株式会社アンビグラム 代表取締役就任（現任） 2017年9月 株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役就任（現任） 2018年8月 株式会社アッピア 代表取締役就任（現任） 2020年11月 株式会社フューチャーリンクネットワーク社外監査役就任（現任） 2020年12月 株式会社揚羽 社外監査役（現任） 2022年6月 ミライドア株式会社取締役（監査等委員）就任 2023年4月 株式会社TOKYO BASE 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年6月 株式会社Blue Meme社外監査役（現任） 2024年10月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年10月 ミライドア株式会社監査役就任（現任） 2025年3月 株式会社ショーケース取締役就任（現任）	100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	はっ かく だい すけ 八 角 大 輔 (1982年6月23日生)	2006年4月 株式会社インタートレード入社 2019年10月 株式会社デジタルアセットマーケッ ツ取締役 2022年5月 オーケーコイン・ジャパン株式会社 執行役員COO (現任)	一株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役松本高一氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 株式の数
く ぼ たかし 久 保 隆 (1954年11月7日生)	1988年4月 大阪弁護士会弁護士登録 森田宏法律事務所（現天満総合法律事務所）入所 1994年1月 森田宏法律事務所（現天満総合法律事務所）パートナー就任（現任） 1994年1月 株式会社川重冷熱工業顧問就任 2023年6月 ミライドア株式会社取締役就任（現任） 2024年10月 当社取締役就任（現任） 2025年3月 株式会社ショーケース取締役（監査等委員）就任（現任）	一株

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 久保隆氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の選任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。
- 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由等
久保隆氏は、弁護士としてコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に深い造詣を有しております。そのため、法務・コンプライアンス、内部統制システム及びガバナンス体制を万全とすることで、当社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することが期待できると判断したためであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって9か月となります。また、同氏は当社の子会社であるミライドア株式会社の取締役及び当社の子会社である株式会社ショーケースの取締役（監査等委員）であります。
- 当社は、久保隆氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
か く たけ よし 加 来 武 宜 (1981年3月10日生)	2006年10月 弁護士法人中央総合法律事務所入所	一 株
	2009年4月 金融庁検査局総務課金融検査官	
	2011年10月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ入社	
	2014年2月 健康コーポレーション株式会社（現RIZAPグループ株式会社）入社	
	2014年4月 加来たけよし法律事務所所長就任（現任）	
	2016年6月 RIZAPグループ株式会社取締役就任	
	2016年7月 MRKホールディングス株式会社取締役就任	
	2017年6月 株式会社ばど取締役就任	
	2019年2月 株式会社KingMakers 代表取締役社長就任（現任）	
	2024年6月 ミライドア株式会社取締役就任	
	2024年10月 当社取締役就任（現任）	

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 加来武宜氏は、補欠の社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。なお同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、改めて株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
- 加来武宜氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、その選任理由は、弁護士として金融庁検査官、事業会社の取締役としての経験等を通じて、企業法務に精通しており、専門的な知見を活かし、経営の監視・監督を行っていただくことが期待できると判断したためであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結をもって9か月となります。また、同氏は当社の子会社であるミライドア株式会社の取締役でありました。
- 当社は、加来武宜氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、加来武宜氏が監査等委員である取締役に就任した場合、改めて当該契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「取締役」という。）の報酬等の額は、当社定款附則第3条第1項において、当社の成立の日から本総会終結の時までの期間につき、年額144百万円以内（うち社外取締役分は年額24百万円以内）と定められております。つきましては、改めて本総会終結後の取締役の報酬等の額につき、ご承認をお願いするものであります。

本総会終結後の取締役の報酬等の額につきましては、今後の企業グループ拡大に伴う役員構成の変化を見据え、年額384百万円以内（うち社外取締役分は年額24百万円以内）といたしたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告「IV. 3. (1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役0名）となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、当社定款附則第3条第2項において、当社の成立の日から本総会終結の時までの期間につき、年額24百万円以内と定められております。つきましては、改めて本総会終結後の監査等委員である取締役の報酬等の額につき、ご承認をお願いするものであります。

本総会終結後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額24百万円以内といたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

